

写

三労発基 0706 第 1 号  
令和 5 年 7 月 6 日

三重地方最低賃金審議会  
会 長 安井 広伸 殿

三 重 労 働 局 長  
金 尾 文 敬

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、三重県最低賃金（昭和 55 年三重労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。